

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、愛宕商事株式会社（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み方法

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

3. 申込条件

- (1) 未成年の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることがあります。
- (6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。
- (7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって6日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金に含まれているもの

パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光料金及び消費税等諸税

6. 旅行代金に含まれていないもの

第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「各自で」「お客様負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用
- (2) クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
- (3) 自宅・出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等
- (4) 傷害・疾病に関する医療費

7. 旅行内容・代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(2) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第24項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

8. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。

9. お客様による旅行契約の解除・払戻し（取消料のかかる場合）

お客様はいつでも、表記の取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

10. お客様による旅行契約の解除・払戻し（取消料のかからない場合）

- (1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第15項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- (3) 旅行代金が増額されたとき。
- (4) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

11. 当社による旅行契約の解除

次の場合は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）

- (1) 当社所定の期日までに旅行代金を支払われないとき。
- (2) 申込条件の不適合。
- (3) お客様が団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
- (4) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。

12. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) お客様の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

13. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、募集型企画旅行契約約款特別保証規定により、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（14万7千円を限度）（ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円）を支払います。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

15. 旅程保証

次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定により、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払が必要となる変更 1件あたりの率（%）	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。